

改 正 案

現 行

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等資質向上事業費	4	放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等資質向上事業費	4	放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

改正案

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表1

現行のとおり (略)

別表2

- 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)

- 2 放課後児童健全育成事業等

(1) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	

(2) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	

(3) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	
放課後児童健全育成事業等						(1) クラブの開設日数 200日以上 ①児童数10～19人 未満 ②児童数20～29人 未満 ③児童数30～39人 未満 ④児童数40～49人 未満 ⑤児童数50人～ 未満 ⑥児童数不明 未満
放課後子ども環境推進事業等						(1) 放課後児童クラブ設置事業 未満 (2) 放課後子ども環境改善事業 未満 (3) 放課後児童相談所 未満
放課後児童クラブ推進事業等						(1) クラブの開設日数 200～249日 ①児童数10人～ 未満 ②児童数不明 未満
計						(1) クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 未満 ②児童数20～29人 未満 ③児童数30～39人 未満 ④児童数40～49人 未満 ⑤児童数50人～ 未満 ⑥児童数不明 未満 (2) 放課後児童クラブ設置事業 未満 (3) 放課後子ども環境改善事業 未満 (4) 放課後児童相談所 未満 (5) 放課後児童クラブ推進事業 未満 (6) 放課後子どもクラブ推進事業 未満 (7) 放課後児童の健全育成対策 有・無 (8) 児童数不明児童数 有・無

現行

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表1

現行のとおり (略)

別表2

- 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)

- 2 放課後児童健全育成事業等

(1) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	

(2) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	

(3) 放課後児童健全育成事業等

実施年度・中核市名	区分	別表様式1		別表様式2		備考
		実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	
放課後児童健全育成事業等						(1) クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 未満 ②児童数20～29人 未満 ③児童数30～39人 未満 ④児童数40～49人 未満 ⑤児童数50人～ 未満 ⑥児童数不明 未満
放課後子ども環境推進事業等						(1) 放課後児童クラブ設置事業 未満 (2) 放課後子ども環境改善事業 未満 (3) 放課後児童相談所 未満
放課後児童クラブ推進事業等						(1) クラブの開設日数 200～249日 ①児童数10人～ 未満 ②児童数不明 未満
計						(1) クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 未満 ②児童数20～29人 未満 ③児童数30～39人 未満 ④児童数40～49人 未満 ⑤児童数50人～ 未満 ⑥児童数不明 未満 (2) 放課後児童クラブ設置事業 未満 (3) 放課後子ども環境改善事業 未満 (4) 放課後児童相談所 未満 (5) 放課後児童クラブ推進事業 未満 (6) 放課後子どもクラブ推進事業 未満 (7) 放課後児童の健全育成対策 有・無 (8) 児童数不明児童数 有・無

改 正 案

現 行

(2) 市町村分
-放課後児童健全育成事業等-

市町村	区分	実施年度	対象児童の数の 見込み	事業種別	事業内容	事業費 (千円)	事業実施期間	事業実施場所	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間			
〇〇市	放課後児童健全育成事業等																						
〇〇市	放課後児童健全育成事業等																						

(2) 市町村分
-放課後児童健全育成事業等-

市町村	区分	実施年度	対象児童の数の 見込み	事業種別	事業内容	事業費 (千円)	事業実施期間	事業実施場所	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間	事業実施回数	事業実施曜日	事業実施時間			
〇〇市	放課後児童健全育成事業等																						
〇〇市	放課後児童健全育成事業等																						

34

- 別表3
- 1 放課後子ども教室推進事業等
(略)
 - 2 放課後児童健全育成事業等
 - (1) 都道府県分
現行のとおり (略)
 - (2) 指定都市・中核市分
 - ①放課後児童指導員等資質向上事業
現行のとおり (略)

- 別表3
- 1 放課後子ども教室推進事業等
(略)
 - 2 放課後児童健全育成事業等
 - (1) 都道府県分
(略)
 - (2) 指定都市・中核市分
 - ①放課後児童指導員等資質向上事業
(略)

改正案

②放課後児童健全育成事業費

▲ 関係補助事業計画(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	平日分	長期休業日等	1～3年			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
合計	クラブ	日	日	時間 時間		人	人	人	か所	か所

- (注1)「長期休業日の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
 - (注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内数で記入すること。
 - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
 - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

▲ 関係補助事業計画(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	平日分	長期休業日等	1～3年			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
合計	クラブ	日	日	時間 時間		人	人	人	か所	か所

- (注1)「長期休業日の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
 - (注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内数で記入すること。
 - (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 - (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 - (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
 - (注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

現行

②放課後児童健全育成事業費

▲ 関係補助事業計画(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長期休業日等	1～3年	4～6年			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
合計	クラブ	日	日	時間 時間		人	人	人	か所	か所

- (注1)「長期休業日の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
 - (注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」欄は障害児数を記入する機会に○印を付すこと。
 - (注3)「児童数の対象は、障害児数、身体障害者手帳、特別児童手帳等が記載されていること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により算入に算入されたこと。
 - (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 - (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 - (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
 - (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

▲ 関係補助事業計画(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割	年度途中における新規開設	新規開設年月日
		年間開設日数(a)	開設日数加算対象日数(a)-250	開設時間	長期休業日等	1～3年	4～6年			
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
		日	日	時～時 (長期休業日等時～時)		人	人	人		年月日
合計	クラブ	日	日	時間 時間		人	人	人	か所	か所

- (注1)「長期休業日の平日分」欄は、休業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
 - (注2)「児童数」欄の「」内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」欄は障害児数を記入する機会に○印を付すこと。
 - (注3)「児童数の対象は、障害児数、身体障害者手帳、特別児童手帳等が記載されていること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により算入に算入されたこと。
 - (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、50日とすること。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
 - (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 - (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
 - (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
- また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であることに注意すること。

35

改正案

現行

3. 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設状況, 児童数 (平日分, 長期休暇等分, 1~3年, 4~6年, 計), 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日.

- (注1)「長期休暇の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は「年間平均長期開設」(長期休暇の長期休暇分)は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合は」の年間平均長期開設を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、30日とすること。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

4. 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設状況, 児童数 (平日分, 長期休暇等分, 1~3年, 4~6年, 計), 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日.

- (注1)「長期休暇の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合は「年間平均長期開設」(長期休暇の長期休暇分)は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合は」の年間平均長期開設を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

3. 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設状況, 児童数 (平日分, 長期休暇等分, 1~3年, 4~6年, 計), 障害児受入, 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日.

- (注1)「長期休暇の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すこと。
(注3)「障害児の対象は、障害手帳、身体障害者手帳、特別児童手帳等障害を所帯していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の児童等により要領に該当すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

4. 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設状況, 児童数 (平日分, 長期休暇等分, 1~3年, 4~6年, 計), 障害児受入, 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日.

- (注1)「長期休暇の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すこと。
(注3)「障害児の対象は、障害手帳、身体障害者手帳、特別児童手帳等障害を所帯していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所等公的機関の児童等により要領に該当すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が90日以上の場合、30日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則6時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

e. 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
合計	クラブ			日間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日1時間」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合の年間平均時間を記入すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f. 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数加算対象日数
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

現 行

e. 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
合計	クラブ			か所	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f. 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数加算対象日数	児童数			
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計		1~3年	4~6年	計	障害児受入
	()	()	()	()	()	()	()		人	人	人	か所
	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、()内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
(注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に()内を記入すること。

改 正 案

現 行

③放課後子ども環境整備事業費
 現行のとおり (略)

④放課後児童クラブ支援事業費
 a ボランティア派遣事業
 現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

③放課後子ども環境整備事業費
 (略)

④放課後児童クラブ支援事業費
 a ボランティア派遣事業
 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 (略)

38

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
		合計	合計	合計	合計	
〇〇市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
合計 (市町村数)	1. 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2. 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3. 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

改正案

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

●児童健全育成事業費(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (b)	児童数		児童数				分科	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				児童数	児童数	1～3歳	4～6歳	計	分科				
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
小計	クラブ	日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
小計	クラブ	日	日	日									年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	日									年月日

(注1)「年間開設日数」は、児童数10～19人の開設日数250日以上の放課後児童クラブの開設日数を指し、1日の開設日数は1日と見做すこと。また、児童数10～19人の開設日数250日以上の放課後児童クラブの開設日数は、1日の開設日数を1日と見做すこと。
 (注2)「児童数」は、(1)内は、児童数を併せて記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が250日以上の場合は、90日とすること。また、児童日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開閉日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、別途記載すること。
 (注4)「分科」は、年度途中にクラブを分科する(した)場合は「分科」欄に記入すること。
 (注5)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。
 (注6)「新規開設年月日」は、(注4)により「分科」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注7)「新規開設年月日」は、(注4)により「併設」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注8)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。
 (注9)「新規開設年月日」は、(注4)により「併設」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注10)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。

現行

(3) 市町村分

①放課後児童健全育成事業費

●児童健全育成事業費(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (b)	児童数		児童数				分科	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				児童数	児童数	1～3歳	4～6歳	計	分科				
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
小計	クラブ	日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
		日	日	日									年月日
小計	クラブ	日	日	日									年月日
合計 (市町村)	クラブ	日	日	日									年月日

(注1)「年間開設日数」は、児童数10～19人の開設日数250日以上の放課後児童クラブの開設日数を指し、1日の開設日数は1日と見做すこと。また、児童数10～19人の開設日数250日以上の放課後児童クラブの開設日数は、1日の開設日数を1日と見做すこと。
 (注2)「児童数」は、(1)内は、児童数を併せて記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が250日以上の場合は、90日とすること。また、児童日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設上必要な開閉日は、基準開設日数(250日)に含まれていないので、別途記載すること。
 (注4)「分科」は、年度途中にクラブを分科する(した)場合は「分科」欄に記入すること。
 (注5)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。
 (注6)「新規開設年月日」は、(注4)により「分科」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注7)「新規開設年月日」は、(注4)により「併設」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注8)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。
 (注9)「新規開設年月日」は、(注4)により「併設」をした場合に、新規開設した(した)年月日を記入すること。
 (注10)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを併設して開設する場合は「併設」欄に記入すること。

改正案

e. 国民運動事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の施設運営クラブ)

実施の町村名	施設運営クラブ名	新規開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間		児童数		分科	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				平日	長期休業 日数	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所
合計 (町村)	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所

【注1】「新規開設日数」は、児童日における1日の開設日数を指し、かつ1日あたり2回以上開設する場合は、1日あたりの開設日数を2回として算入する。また、「児童日」は、土曜、日曜及び祝日を除く。及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が基準日数以上の日数とする。
 【注2】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注3】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注4】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注5】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注6】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注7】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注8】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注9】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。

現行

e. 国民運動事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の施設運営クラブ)

実施の町村名	施設運営クラブ名	新規開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設時間		児童数		分科	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				平日	長期休業 日数	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
		日	日	時~時 時~時 時~時 時~時		人	人	人		年月日
小計	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所
合計 (町村)	クラブ	日	日	時~時 時~時 時~時 時~時	時間	人	人	人	か所	か所

【注1】「新規開設日数」は、児童日における1日の開設日数を指し、かつ1日あたり2回以上開設する場合は、1日あたりの開設日数を2回として算入する。また、「児童日」は、土曜、日曜及び祝日を除く。及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が基準日数以上の日数とする。
 【注2】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注3】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注4】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注5】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注6】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注7】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注8】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。
 【注9】「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する場合は、新規開設する(した)年月日を入力すること。

改正案

4. 新規補助事業計画(従業員71人以上・開設日数250日以上の新規児童クラブ)

実施市町村名	施設児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時期	長所開設 先立込	基盤法 電報法	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
小計	クラブ	日	日						か所	か所	
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
小計	クラブ	日	日						か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ	日	日						か所	か所	

(注1)「新規開設日数」は、事業所に於ける1日目の開設日数を指し、かつ1日数を超過する場合は1日数を超過した日数を指す。1日目の開設日数は当該開設日数として当該年度に算入する。
 (注2)「児童数」の内は、障害児を内訳して記入すること。
 (注3)「開設日数加算対象日数」は、開設日数が250日以上の場合は、60日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基盤開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時期が原則1時間以上のこと。
 (注4)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の施設児童クラブ名を記入すること。
 (注5)「年度途中における新規開設」は、年度の途中にクラブを新規で開設する(した)場合に○印を付すること。
 (注6)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 また、基盤開設の買出しについては、買出しより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基盤開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現行

4. 新規補助事業計画(従業員71人以上・開設日数250日以上の新規児童クラブ)

実施市町村名	施設児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日
				開設時期	長所開設 先立込	基盤法 電報法	1~3年	4~6年			
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
小計	クラブ	日	日						か所	か所	
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
		日	日	時~時 (長期休業日等 除く)							年月日
小計	クラブ	日	日						か所	か所	
合計 (市町村)	クラブ	日	日						か所	か所	

(注1)「新規開設日数」は、事業所に於ける1日目の開設日数を指し、かつ1日数を超過する場合は1日数を超過した日数を指す。
 (注2)「児童数」の内は、障害児を内訳して記入すること。また、「児童数」の内訳は児童数を記入する場合は○印を付すること。
 (注3)「児童数の対象」は、児童数、障害児数を別、基盤法電報法を別して記入すること。また、児童数を別して記入しない場合は、児童、児童数をそれぞれ別記すること。
 (注4)「開設日数加算対象日数」は「開設日数」が250日以上の場合は、60日とする。また、休業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基盤開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時期が原則1時間以上のこと。
 (注5)「分割」は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割後の施設児童クラブ名を記入すること。
 (注6)「年度途中における新規開設」は、年度途中にクラブを新規で開設する(した)場合に○印を付すること。
 (注7)「新規開設年月日」は、(注5)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
 また、基盤開設の買出しについては、買出しより算出すること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、要年度以降1年を過ぎて開設した場合に、開設日数等が基盤開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

現 行

・児童福祉事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
小 計	クラブ			施設	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
小 計	クラブ			施設	人	人	人	か所
全 計 (市町村)	クラブ			施設	人	人	人	か所

〔注1〕長時間開設の基準は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ8時を超えて開設する場合に〇印を付すこと。
〔注2〕分割印は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に〇印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

・児童福祉事業計画書(児童数20人以上・開設日数200～249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1～3年	4～6年	計	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
小 計	クラブ			施設	人	人	人	か所
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
		日	時～時 (長期休業日等時 時～時)		人	人	人	
小 計	クラブ			施設	人	人	人	か所
全 計 (市町村)	クラブ			施設	人	人	人	か所

〔注1〕長時間開設の基準は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ8時を超えて開設する場合に〇印を付すこと。
〔注2〕分割印は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に〇印を付し、併せて分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	—	時間	
	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
 現行のとおり (略)

現 行

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市町村名	実施か所数							開設日数 加算対象 日数	児 童 数			
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計		1~3年	4~6年	計	障害児 受入
	()	()	()	()	()	()	()		人	人	人	か所
	()	()	()	()	()	()	()		()	()	()	

(注1)「実施か所数」欄の()内は、長時間開設欄に○印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。
 (注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注3)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合にか所数を記入すること。

③放課後子ども環境整備事業費
 (略)

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業
 現行のとおり (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 現行のとおり (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 現行のとおり (略)

d 障害児受入推進事業

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業
 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業
 (略)

c 放課後児童の衛生・安全対策事業
 (略)

45

市町村名	指導員の配置方法	配置人数		か所数		備考
			会社		会社	
〇〇市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
□□市	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					
会社 (市町村数)	1 市町村が雇用し、放課後児童クラブに派遣					
	2 放課後児童クラブが雇用し、その費用を市町村が委託費として支出					
	3 放課後児童クラブが雇用し、当該指導員に係る経費を市町村が補助					

(注)「指導員の配置方法」欄は、該当する配置方法に○をすること。

改 正 案	現 行
<p>別紙様式3 現行のとおり (略)</p> <p>別紙様式4 現行のとおり (略)</p> <p>別表1 現行のとおり (略)</p> <p>別表2 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)</p>	<p>別紙様式3 (略)</p> <p>別紙様式4 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)</p>

